

令和3年4月21日

白河市教育委員会

4月定例会会議録

令和3年4月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年4月21日(水)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後5時04分

場 所 市役所 全員協議会室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第16号 白河市教育委員会押印省略に関する規則
議案第17号 白河市運動公園条例施行規則等の一部を改正する規則
議案第18号 白河市少年補導員の委嘱について
議案第19号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第1号 白河市スポーツ推進審議会委員の任命について)
議案第20号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第2号 白河市公民館運営審議会委員の委嘱について)
議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第3号 白河市図書館協議会委員の任命について)
議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第4号 白河市学校教育指導員の委嘱について)

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 高橋 颯 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 欠席委員

なし

○ 出席説明員

教 育 部 長	水野谷 茂	教 育 総 務 課 長	田崎 修二
学 校 教 育 課 長	稲川 竜寿	生涯学習スポーツ課課長	近内 友明
中央公民館副館長	大森 仁	図 書 館 長	中沢 孝之
健康給食推進室長	鈴木 正美	学 校 統 合 準 備 室 長	根本 博充
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長	長田 修一郎		

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長 高久 忠雄 教育総務課主査 大塩 健一

○ 傍聴人 なし

【午後 3 時 00 分開会】

日程第 1 開 会

○教育長

これより令和 3 年白河市教育委員会 4 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

次に、日程第 2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により、本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に、日程第 3、書記の指名を行います。書記には教育長において、高久教育総務課課長補佐、大塩教育総務課主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

それでは、報告いたします。

まずは、新型コロナウイルス感染症についてですが、その拡大が収まらず、緊急事態宣言が要請されるなど全国で感染者数が増加しております。本県も最悪のペースで増加しており、学校においてクラスターが発生しております。そのようなことから各学校において危機感を持った感染症対策の徹底を依頼したところです。後ほど、担当より説明いたしますが、特に部活動においてこれから連休を迎えるに当たって練習試合では感染リスクの高い種目は行わないようにしたり、試合相手を県南中体連域内の学校に絞ったり、また、大会も県内に限り、大会の感染対策を確認するなど感染予防に取り組んでいきたいと思っております。

さて、小学校・中学校の入学式ではたいへんお世話になりました。新入生は小学校全体で 446 人で前年度と比べて 68 名減っております。一番多い学校は白河三小で 86 人、少ない学校は信夫二小で 2 人でした。中学校では全体で 508 人で前年度と比べて 9 名減っております。一番多い学校で白二中で 148 人、一番少ない学校は五箇中で 17 人でした。

本年度白河市全体での小学生は 2,981 人で 10 年前の平成 23 年度より約 1,000 人減っています。中学生は 1,591 人で 10 年前より約 500 人減っています。本年度は小中合わせて 4,572 人となりますが、その児童生徒一人一人がしっかり成長できるよう各学校を支援していきたいと思っております。

五箇中学校統合計画の地区説明会を3月27日(土)と28日(日)に集会所など5カ所で実施しました。後で担当より説明がありますが、参加者からは統合について前向きな意見が多くあり、地区住民の方々からの理解がほぼ得られたと認識したところです。今後は保護者代表委員会において統合について具体的な話し合いを進めてまいります。

令和3年度が始まりましたが、新型コロナへの対応を含め、教育課題は多くありますが、委員の皆様方とともにより充実した教育行政を推進していきたいと思っておりますので、本年度も忌憚のないご意見・提案をいただければと思います。どうぞお力添えのほどよろしくお願いいたします。以上です。

日程第5 議 事

○教育長

次に、日程第5、議事に入ります。それでは、議案第16号「白河市教育委員会押印省略に関する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

議案第16号「白河市教育委員会押印省略に関する規則」をご説明いたします。

1ページをご覧ください。白河市教育委員会が所管する規則に係る申請、届出その他手続に必要な文書の押印については、白河市押印省略に関する規則の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとす。この規則は、令和3年5月1日から施行するというものです。

2ページをご覧ください。白河市押印省略に関する規則として、市長部局が令和3年4月1日から施行したものです。第1条に目的として、この規則は、市長又はその補助機関に提出する申請、届出その他手続に必要な文書について、押印を省略できるようにすることにより、行政手続等の簡素化を図り、もって市民の負担を軽減することを目的とすると規定しています。第2条に内容として、市長又はその補助機関に提出する申請書等であって、規則により押印を要するとされているものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印すべき者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができると規定しています。第3条に適用除外になるものとして、次に掲げる押印については前条の規定は適用しないと規定しており、(1)国又は他の地方公共団体の定めるところにより義務付けられている押印、(2)契約事務に関する押印、(3)印影の照合が必要となる押印、(4)手続を行う者が第三者に求める押印、(5)法人の代表者の押印を規定しています。

3ページから5ページについては、白河市押印省略に関する基本方針を記載しております。国が押印を定めているものや契約書など、押印を省略するとその実行性が無くなるものについては押印を省略できないものとした上で、市に対する申請書等で自署と押印を求めているものの押印を省略できるようにし、手続を簡略化するというものです。自署があれば押印を省略できるというものですので、パソコンで記名したものに押印する方法も従来どおり行うことができます。

このように押印を省略できるようにするための規則が市長部局で定められたので、教育委員会も同様に行うため、規則の制定について今回提案させていただいたものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第16号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「白河市運動公園条例施行規則等の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案第17号「白河市運動公園条例施行規則等の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず、白河市運動公園条例施行規則の改正について6、7ページに記載しております。続いて、白河市武道館条例施行規則の改正について8ページに記載しております。続いて、白河市市民体育館条例施行規則の改正について8、9ページに記載しております。

改正の内容につきましては、指定管理者が施設の運営を円滑に行うため、利用の許可等の管理主体を教育委員会から指定管理者に読み替えることで、管理権限を指定管理者に与えるものとなっております。なお、7ページの様式の改正につきましては、不服申し立てに係る教示文を追記したものとなっております。

実務上必要な権限である施設利用に対する許可、あるいは不許可、施設変更の禁止、利用許可の取消しについて、指定管理者の裁量により行えるように改正するものです。

施行期日につきましては、令和3年5月1日としております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第17号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「白河市少年補導員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案第18号「白河市少年補導員の委嘱について」をご説明いたします。

10ページをご覧ください。白河市少年補導員の任期満了に伴い、白河市少年センター条例施行規則第5条の規定により、11ページに記載の名簿のとおり委嘱を行うものです。名簿で網掛けとなっている14名の方につきましては、令和3年5月1日から新規として委嘱をする方となっております。任期は、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間となっております。発令期日は、令和3年5月1日となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○北條委員

東、表郷、大信地区の補導員の人数の違いについて教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

人数については、ある程度確保をさせていただきたいと考えておりますが、それぞれ地域の実情があります。特に東地区は4名の少ない人数でローテーションを組まなければならない、活動が大変であるとお聞きしておりますが、時間が確保でき、定期的に巡回できる方が地域の中で見つからないという現実的な側面があります。地域による人数の違いがあり、東地区が特に少ないということを確認しておりますので、引き続き地域の庁舎と協力しながら、少年補導員の確保に努めていきたいと考えています。

○教育長

他にございますか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第18号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案第19号「専決処分の承認を求めることについて」をご説明いたします。12ペ

ージをご覧ください。白河市教育委員会教育長専決規程第3条の規定により、13ページ記載のとおり専決を行いましたので、同規程第4条の規定により報告し、承認を求めらるるものであります。

専決処分の内容であります。13ページをご覧ください。白河市スポーツ推進審議会委員について、西白河小中学校連合協議会白河班から推薦された土屋好二を任命しようとするものであります。任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております。発令期日は、令和3年4月1日となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第19号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○中央公民館副館長

14ページをご覧ください。議案第20号「専決処分の承認を求めることについて」を説明いたします。

本議案は、白河市公民館運営審議会委員の委嘱について、白河市教育委員会教育長専決規程第3条により専決処分したもので、同規程第4条により報告し、承認を求めらるるものであります。

具体的には、15ページをご覧ください。専決第2号としまして、白河市公民館運営審議会委員の委嘱について記載しております。白河市公民館運営審議会委員は、白河市公民館条例第15条第2項により、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者により組織することとなっております。このうち、学校教育関係者として委嘱しておりました菊地好博氏が定年退職により委員から外れましたので、令和3年4月1日付けで専決処分を行い、後任として白河第四小学校長の小川洋太郎氏を白河市公民館運営審議会委員に委嘱したものであります。なお、任期につきましては、白河市公民館条例第16条第1項ただし書により前任者の残任期間となりますので、令和4年6月30日までとなっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第20号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○図書館長

16ページをご覧ください。議案第21号「専決処分の承認を求めることについて」を説明いたします。

白河市教育委員会教育長専決規程第3条の規定により、17ページのとおり専決処分をしたので、同規程第4条の規定により報告し、承認を求めるものです。

17ページをご覧ください。白河市図書館協議会委員につきまして、次のとおり任命をいたしました。氏名は、清野孝さんで、学校教育の関係者として西白河学校図書館協議会会長を務めておられます。関辺小学校の校長です。任期は、令和3年4月1日から令和4年6月30日まで。前任者は東北中の先生でありましたが、退職をされまして、その方の残任期間となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第21号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案第22号「専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。

18ページをご覧ください。本議案は、白河市学校教育指導員設置規則第4条及び第5条の規定により、白河市学校教育指導員として次の表の18名の方を委嘱したものであります。学校教育指導員は、各学校で先生方の授業力向上を図るために行う研究授業の際に、市の指導主事、県南教育事務所の指導主事と共に学校を訪問し、その授業を見て、授業者に指導・助言を行う者であります。任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○高橋委員

指導員は業務が増え、多忙化が懸念されると思われそうですが、多忙化を防ぐための工夫や配慮はございますか。

○学校教育課長

指導員の方々は、学校で中核をなすような方、また、将来市の教育を担っていただくような方です。そのため、学校としては少しでも校内に残っていて欲しい方であることに違いはないのですが、指導に当たることで授業者の授業力が向上するほか、指導員の資質能力も向上するため、回数を2回程度に抑え、学校に協力を求めています。

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第22号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に、日程第6、「各課所報告」に入ります。各課所の取組や課題など、説明が必要であると思われる事案についてご報告いただきますが、その中の「令和2年度白河市学力調査の結果について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に

より非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって「令和2年度白河市学力調査の結果について」は、非公開として後ほど審議することといたします。それでは、教育総務課より補足事項についての報告をお願いします。

(教育総務課長より報告)

○**教育長**

続いて、学校統合準備室より「大信統合小学校、五箇中学校統合について」報告をお願いします。

(学校統合準備室長より報告)

○**教育長**

続いて、生涯学習スポーツ課より「成人式の開催について」報告をお願いします。

(生涯学習スポーツ課長より報告)

○**教育長**

続いて、学校教育課長より報告をお願いします。

(学校教育課長より報告)

○**教育長**

それでは、これより一般質問に入ります。配付資料の「各課所行事報告・行事予定」並びに本日の資料等に関し、ご質問をお受けいたします。

○**瀧澤委員**

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底ということで、部活動練習試合の参加について保護者の承諾を得るということですが、具体的にどのような形の文書で参加不参加をとる予定でいるのでしょうか。

○**学校教育課長**

こちらの様式等については、各学校でそれぞれ作成しておりますので違いはありますが、これまでですと、「参加を承諾する」と「参加をしません」の2択が多いのかと思います。今回は、保護者の意思表示がしやすいように、「コロナが不安だから参加を見合わせたい」という項目を追加するもので、学校と話をしております。

○瀧澤委員

3年間一生懸命頑張った成果を出すため、今の時期はすごく大事な時期だと思いますので、できれば出させてあげたいとも思いますが、クラスターなどで子供が感染すれば、その家族も感染してしまうでしょうから、なるべく踏み込んで対策していただき、この出欠に関しては良いと感じたものですから質問いたしました。ありがとうございます。

○高橋委員

同じく質問したいのですが、柔道や剣道など競技の種目によっては人数が少なく、例えば自校に1人しかいないため、他の学校と練習する機会を大事にしている子供もいたかもしれませんが、そのような子供に対しての各校長先生からの反応として、検討して欲しいとか、要望などはありましたか。

○学校教育課長

この依頼文書を作成するに当たりまして、市内の校長先生方に臨時でお集まりいただき、ご意見を集約させていただいたところです。校長先生の思いも我々と同じで、子供たちのために何とか中体連はやらせてあげたいということで、このような文書を作っております。校長先生との話合いの中では、ご質問のようなご意見は上がっておりませんでした。

○沼田委員

同じくコロナの部活動についてですが、各部活動で遠征、練習試合に参加する数の制限は設けてないのでしょうか。例えば、ゴールデンウィーク期間の練習試合は、1部活につき1日のみにするとか、2日のみにするとかなどです。やらせてあげたい気持ちも分かりますが、逆に私は怖いと思っており、全く活動しないというのも1つの手かと思えます。もしここで何かあった場合、中体連が出来なくなってしまうのではないかという危険性もあるので、もう少し制限を設けた方が良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長

この練習試合の数の制限についてですが、通常も土日連続では組まないよう制限がかけられておりますので、その辺は適切に運用されるものと考えています。完全に練習試合を止めにするということですが、練習試合に向けて頑張ってきている子供たちもいるものですから、可能な限り、子供たちの思いも汲み取りながら、いかにこの感染拡大の防止に我々が努められるかという観点で、この案をまとめたところでございます。過剰な練習試合を組むことは無いものと捉えております。

○沼田委員

練習試合について、いつどこで、どこの学校が集まり練習試合をするということを教育委員会側でも把握しておいた方が良いのかと思います。何か起きたときすぐに対処できると思うのですが、そのようなことは考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長

学校で、いつ何時この学校と練習試合を組むという計画を立て、保護者に毎月周知することとなっておりますので、何かあったときの把握は可能と考えております。

○北條委員

公民館の行事報告についてのご質問ですが、令和3年度公民館主催教室について、3月2日から23日までの受講生募集の応募者数と、3月25日の受講者決定数が各公民館に記載されていますが、公民館によって応募者と決定数が違っているのは、本人の辞退によるものなのでしょうか。また、2次募集は行っているのでしょうか。

○中央公民館副館長

ここに記載の数字でございますが、延べ人数を表示しております。第1希望の抽選で落選してしまった場合には、なるべく第2希望で救えるよう調整をしていますが、第1希望しか記載していない方で抽選の結果落選した方もいらっしゃいます。大信公民館は、124名の応募を頂戴し、すべての方が受講できるよう調整を図れましたが、その他の公民館については、コロナ禍で受講枠を制限していることもあり、応募者全員を受け入れられず、このような対応をさせていただくこととなったことに御理解いただきたいと思っております。

○高橋委員

五箇中学校統合に関してですが、資料に小学校同士の交流の実施ということで、関係小中学校交流部会の設置の欄に記載されていますが、交流時の子供たちの輸送、移動に係る取組みをどのように考えていますか。

また、その下の欄にある保護者代表委員会ですが、令和6年度の統合時には保護者でなくなる方もいる中で、どのような方を委員に選んでいるのか教えてください。

○学校統合準備室長

まず、交流活動推進会議でございますが、構成員は、五箇中、中央中、五箇小、白三小、関辺小の各学校の校長となっております。現在の小学生が中学生になるときの不安を解消するため、交流会を行い、生徒同士の交流を深めます。生徒の輸送に当たりましては、市のバスを使用します。市のバスが使用できないときは民間のバスを借上げられるよう予算化してございます。

保護者代表委員会ですが、統合に向けて保護者からの不安を吸い上げる場として今後開催し、構成員は、現在の五箇小の4、5、6年生の保護者及び五箇中学校保護者の代表を考えております。小学生の保護者につきましては、4年生であれば統合するときには中学1年生ですので、統合後の五箇中での保護者となりますが、中学校から選出されました代表者につきましては、統合前に保護者でなくなったときは、後任を選任し、構成員として全員で11名程度、小学4、5、6年生それぞれ男女1名ずつの保護者、中学校の保護者等を考えております。来週早々に五箇小のPTA役員、学年委員等に説明に行きまして、今後保護者代表会議を立ち上げることを説明したいと考えています。

○教育部長

補足ですが、今の小学4、5、6年生が、3年後に中学1、2、3年生になります。それぞれの学年男女2名の保護者の方が3年間継続して、保護者代表委員会に当たってもらうことを前提としています。その他に、中学校から2名、小学校から3名を別枠としており、この方は保護者でなくなる場合もあるので、役職で選ばれている場合は後任の方となります。例えば本部役員の中で会長、副会長の方が変わった場合はその後任の方となります。繰り返しになりますが、3年間固定して委員になられる方は、現在の4、5、6年生の保護者で考えています。

○教育長

他にございますか。よろしいですか。では、これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に、日程第7、「その他」に入ります。委員の皆様方からご意見・ご質問等がありましたら、この場で取り上げたいと思いますが、何かございますか。

○北條委員

白一小と東中の入学式に参列させていただきました。まず白一小ですが、加藤校長先生と和やかにお話ができ、50年が経つ伝統的な校舎その中で、加藤校長先生の穏やかな姿が印象的でした。

続いて地元の東中に参列しました。教職員の紹介がございまして、今は受け持つ教科が1科目ではなく、複数であることに驚きました。先生が大変お忙しいということと、生徒の学力が二極化しているということを知って思ったことですが、地元で生徒の授業をサポートできる機会や事例がございましたら、お聞きしたいです。

私は小野田婦人会に所属しておりまして、お母様たちですから裁縫が得意な方がいらっしゃいます。小学5年生になると、針と糸、ミシンを使う授業があり、担任の先生が男の先生ですと大変らしいので、私共が学校に行ってお手伝いをさせていただいています。去年もコロナの感染対策をしっかり行い、針と糸、ミシンを使ってトートバッグを作る授業のお手伝いをさせていただきました。学校からも喜んでいただいています。

そういった事例もあって、特に数学や英語は、小学生からの積み重ねが大事で、中学生になって分からなくなると、そのまま3年生になっても分からないという生徒もいるかと思えます。地元には様々な得意分野を持つ方々がいるかと思えますので、苦手なことのお手伝いをする機会があれば、生徒を悲しませず、自信をつけさせてあげることのできるのではないかという話を校長先生としてきました。過去にこのような事例はございますか。

○学校教育課長

本当にありがとうございます。本当に人の手が少しでもあればというのが学校の現状であ

ります。制度としましては、特別非常勤講師というものがございます。学校で人材を見つけて県に登録すると、年に何回かサポートを受けることができ、主に家庭科や書写などの授業で、皆さんの得意分野を活かしていただいています。専門の先生がいない学校もございませので、お力をお借りして、取り組んでいる実態がございませ。

○北條委員

お手伝いができる方がいて、学校のニーズがある場合は、お手伝いをさせていただいてもよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

学校で話を受け、制度の申請が出されれば可能であります。

○教育長

補足をしますと、先生方だけですべてができる訳ではなく、地域の人との協力を得ながら一緒にやっていくことが、これからの学校では求められています。学校運営協議会では、地域の方と学校運営について話し合いますが、学校が困っていることを話すと、地域の人材を紹介していただくこともあります。地域の人たちのボランティアにより、小学校では、読み聞かせや男の先生が苦手なミシンの手伝いを、中学校では、地域の大工さんに技術の手伝いをさせていただいたこともあります。このようなどころから進めて行き、地域の人材を上手く活用するということがすごく大事なのではないかと思います。また、小学校では、地域の人材を活用できるよう地域の人たちに積極的に協力してもらうことや、中学校では、学習が高度になり専門性が必要になりますが、逆に地域に出向いて地域の人たちと一緒に地域の活動を活性化するようなことなどを校長先生にお願いしております。校長会でも、より地域の人たちの協力を得ながら学校運営ができるよう話し合いたいと思います。

○学校教育課長

白河の歴史文化再発見事業を小学1年生から中学3年生まで行っています。地域のボランティア団体など様々な機関にご協力いただいて、学校に講師に来ていただいたり、現地で説明していただいたり、小学校では昔遊びということで、高齢の方に独楽回しや凧揚げを教えていただいたりしております。地域の皆さんの支えで、この事業も成り立っておりますので、地域との交流は益々大事になっていくものと考えております。

○教育部長

北條委員の話にありました事業について、東北中の学区内に地域連携活動事業ということで、コーディネーターを1人雇用しています。地域の中で、例えば、ミシンの授業を手伝ってくださる人や、昔遊びを教えてくださる人など、学校のニーズに合わせて地域からその能力がある人材を見つけ、授業を支援していただけるよう調整しております。

○高橋委員

私が東北中にいたとき、その方の隣の席でした。1年生は安珍念仏踊りを地域の文化

として勉強していて、その地域の団体の人との繋がりをコーディネーターにつけてもらっていました。踊りを踊る人、鐘を叩く人、太鼓を叩く人でグループに分かれるため、それぞれに教える人が複数人必要となり、多くの地域の人に手伝ってもらうことになるのですが、授業の時間に手伝いに来ていただけるよう地域の人と連絡を取り、調整を行っていました。

○学校教育課長

地域連携の観点からですが、各学校に地域連携担当教職員がおります。これまでは、先生方の異動の度、新たに地域との人脈を作り直していましたが、その辺を上手に継承し、地域との連携をしっかりとやっていこうという取組みとして創めております。その方を窓口に、学校、地域との連携が図られれば良いと思っております。

○北條委員

私事になりますが、コロナで去年はできませんでしたが、5月にりんごの花の一輪摘果の作業を地元の中学1年生に手伝っていただき、その際に、理科に興味をもってもらえるよう座学ではなく畑で第二分野を教えています。まだ中学生になったばかりなので、おしゃべりをするなどリラックスしている子もいますが、手伝っていただき大変助かっています。11月には、自分たちが摘花したりんごの花がどのように変化するのか学ぶため、実際に収穫に来ていただきます。5月と11月では顔つきや行動が違い、子供の成長はこれほどにも早いものと感じ、それを見るのがとても楽しみです。仕事を手伝っていただき助かりますが、まずは、子供たちのその成長を見るのが楽しみです。地域住民として関わり、子供の成長に少しでも役に立てればと毎年思っております。

○沼田委員

学校でタブレットの使用が開始されていないようですが、いつ頃から始まる予定ですか。

○教育総務課長

無線で使用するため、校内にアクセスポイントを設置するなどのLAN整備を行っており、一部の備品が海外から調達されるため遅れましたが、4月末までには完成する予定です。ただし、タブレットとLANとの設定が必要になりますので、徐々に開始していきたいことを学校側に伝えているところです。

○学校教育課長

連休明けから使用できる環境にはなりますが、教職員も初めて受け取ることになりますので、まず教職員にタブレットの操作方法を覚えてもらい、そして子供たちへの配付と考えています。なるべく早く子供たちが活用できるよう進めておりますので、もうしばらくお待ちください。

○沼田委員

いつ頃から使用できるのか分かりましたので安心しました。ありがとうございました。

もう1点よろしいでしょうか。女子生徒の制服にスラックスを採用する学校が千校を超えたとテレビで拝見しました。コロナのため冬も授業中に窓を開けることが必要となり、もちろん寒さ対策は十分に行ってきたかと思いますが、こういった状況も踏まえ、女子生徒の制服にスラックスを取り入れても良いのではないかと思います。今すぐ対応して欲しいという訳ではないのですが、今後考えていった方が良いのかと思います。子供たちも多様化しており、今までと同じという訳にもいかないのではないかと思います。

○教育長

分かりました。そのようなことを視野に入れながら考えていきます。やはり変わっていかねばならないと思います。

○瀧澤委員

学校教育のプログラミング学習についてですが、それは専門に勉強した先生が教えてくださるものですか。

○学校教育課長

必ずしもプログラミングを専門に学び、資格を持った教員がいるわけではないので、先生方が各自研修をしながら取り組んでいます。また、専門業者、関係機関の方を講師に招き、御協力いただくなど、各校取り組んでいるのが実情です。

○瀧澤委員

具体的に何年生から学ばれるのですか。

○学校教育課主幹

小学1年生からプログラミングの考え方を教えているのが現状ですけれども、実際には3年生からプログラミングの学習を教えています。算数や理科で学習するのが主流ですが、総合的な学習の時間で行う学校が白河市では多いです。

○瀧澤委員

北條委員が先程質問した内容に似ているのですが、英国数など決まっている授業以外のこととして、地域、学校の特性、社会勉強的なことを学校の単位として取り組むことができなんでしょうか。

○学校教育課長

総合的な学習の時間で行うことができます。先程高橋委員が話した東北中の安珍念仏踊りについてもこの時間で行っています。

○瀧澤委員

海外の学校で株について教えているところを見たことがあります。日本では、お金のことに関してはあまり教えていないと思います。金融、税金、株のこと、ファイナンシャル

プランニングなど、生活に関する基礎的なことをもって教えても良いのかと思います。総合学習の中で教えることもできるのでしょうか。

○学校教育課長

ご質問にあった基本的なことは社会科で教えています。租税についても社会科で学びますが、税務課の職員が学校に赴き、租税教室を開いて税の使われ方や大切さを教えることもあります。株式に関しては、ゲームで株を学ぶ教材もありますが、一般的にはなっていません。学校も様々なことを求められているため、やりたくてもやれないというのが現状であります。

○教育長

学校で教えるべき中身は、学習指導要領で決められています。小学校で英語が必修になるなど、総合的学習の時間は年々削られ、各学校が自由に使える時間は本当に限られています。子供たちに学んで欲しいものとしてがん教育もあります。2人に1人ががんになる時代ですので、がんに対しての認識を高めなければいけないと思います。各学校で創意工夫をしながら学習する時間が、制度的にもってあって良いと思っています。すべてを学校教育で教えることは難しいので、子供たちが知りたい、学びたいと思ったことを自分から進んで勉強するような姿勢をつくってあげることも大事なのかと思います。

○教育長

他によろしいでしょうか。それでは、「令和2年度白河市学力調査の結果について」の報告に入りたいと思います。これより非公開といたします。

(非公開)

○教育長

それでは、以上で、白河市教育委員会4月定例会を閉会いたします。

【午後5時04分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年5月21日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員